

かがわDXフェア展示ブース出展規程

かがわ情報化推進協議会が主催する「かがわDXフェア」（以下「展示会」という。）の展示ブースに企業・団体・大学等が出展する場合は、この規程の定めによるものとします。

1 規程の履行

出展者は、本出展規程等を遵守しなければなりません。これらに違反したと主催者等が判断した場合、主催者等は、その時期を問わず出展の申込みの拒否、出展の取消し、展示物の撤去・変更等を命じることができます。なお、その際の判断根拠は公表いたしません。また、この場合、展示物の撤去・変更等によって生じた出展者及び関係者の損害について、主催者等は一切の責任を負いません。

2 出展資格

- (1) 出展者は、主催者等が定める展示会の趣旨に合致する企業・団体・大学等とします。また、主催者等は、出展の審査を行い、出展者を決定する権利を持ちます。
- (2) 展示会会場で現金の授受を伴う物品・サービスの提供（販売行為）を目的とした出展はお断りします。

3 出展申込

- (1) 出展申込書を主催者等が受け付けた時点で正式な申込みといたします。
- (2) 出展申込数が出展可能ブース数を上回る場合には、審査の上で出展をお断りさせていただく場合がございます。

4 出展辞退・取消し

- (1) 出展決定後の辞退は原則認めません。
- (2) やむを得ず辞退を認める場合、次点の出展申込者に繰り上げ出展を案内することがあります（審査基準を満たした者に限る）。
- (3) 出展者が規程違反と判断された場合、主催者は出展取消しを行うことができ、これによる損害賠償責任は負いません。

5 展示スペース

- (1) 展示スペースは、原則1出展者につき1展示スペースとします。
- (2) 展示スペースは、主催者等が定める小間の配置、形状に基づき、所定の手続きに従い、主

催者等で決定いたします。出展者はその結果に従うものとします。

- (3) 出展者は、いかなる理由があっても出展者の展示スペースの全部又は一部を、他者に転貸することはできません。
- (4) 出展申込数や出展企業の展示物の内容、出展申込の取消し等により、主催者等は小間配置の全体のレイアウトや小間の配置、形状を変更することがあります。その場合の異議申し立て、賠償責任を主催者等に問うことはできません。
- (5) 搬入・搬出や展示作業は主催者指定のスケジュールに従ってください。

6 書類等の提出

出展者は、主催者等から提出を求められた全ての書類等を指定期日までに提出しなければなりません。

7 展示装飾

ブースの装飾は、安全性を確保し、他の出展者や来場者に迷惑をかけない範囲で行うこと。

8 留意事項

(1) 出展に関して

- ① 申込書に記載された企業・団体・大学等が出展してください。
- ② 展示スペースには常時1名以上の担当者が常駐し、展示説明や商談対応を行ってください。人員交代は可能です。
- ③ 出展者は、展示会終了後に展示物を適正に処理するものとします。
- ④ 出展者は、派遣する者の氏名について、所定の期日までに主催者等に知らせるものとします。

(2) 展示物

- ① 展示物として、高松市保健所の指導・許可を受ける必要のある食品及び飲料の提供は禁止します。
- ② 申込書に記載された展示物が展示対象です。変更がある場合は速やかに主催者等に連絡しなければなりません。
- ③ 展示物及び貴重品の管理は、出展者の責任で行ってください。
- ④ 出展者は、展示物等の管理のため、展示会会期中はもとより、搬入・搬出時も立ち会ってください。

(3) 各出展者は展示スペース以外での宣伝、営業行為などを行うことはできません。

(4) 出展者は、強い光、熱、臭気又は大音響を放つ実演など他者の迷惑となる行為、また、近隣の展示を妨害する行為を禁止します。その判断は、主催者等が行い、その中止・変更を命じることができます。出展者はそれに従うものとします。

- (5) 出展者は、展示会会場に適用される全ての防火及び安全法規・行政指導を遵守しなければなりません。
- (6) 出展者は、展示会会期中及び会期後に来場者・他の出展者などに対し迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害又はそれらに類する行為など）があったと主催者等が判断した場合、主催者等は出展中止又は次回以降の出展申込拒否を行う権利を持ちます。この場合、主催者等は一切の責任を負いません。
- (7) 展示会会期中及び会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容等に関して主催者等はその一切の責任を負いません。
- (8) 会場内での主催者による写真・動画の撮影に協力すること。

9 損害責任

- (1) 主催者等は、いかなる理由においても、出展者及びその従業員・関係者等が展示スペースを使用することによって生じた人及び物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。また、出展者及びその従業員・関係者等の不注意などによって展示会場内で生じた人及び物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。
- (2) 出展者はその従業員・関係者等の不注意などによって生じた展示会場内及びその周辺の建築物・設備に対する全ての損害について、ただちに賠償するものとします。
- (3) 主催者等は、天災その他不可抗力の原因による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者及び関係者の損害について、その一切の責任を負いません。
- (4) 主催者等は、自然災害・交通機関の遅延・社会不安などによって生じた出展者及び関係者の損害について、その一切の責任を負いません。

10 出展申込書に記載の個人情報の取扱い

出展申込書に記載の個人情報は、展示会出展の運営及び各種案内に利用させていただきます。

11 規格外事項

- (1) 本規程に定めのない事項が発生した場合、主催者等はその対策を決定できるものとします。
- (2) (1) の場合、主催者等は出展者に通知するものとし、出展者は出展者等の決定した対策に従うものとします。
- (3) 上記規格外事項について発生した出展者及び関係者の損害について、主催者等はその一切の責任を負いません。